

朝鮮「同化政策」と社会学的同化・下

— ジャーナリズムをとしてみた日韓併合時の民族政策論の構造 —

山中 速人

はじめに

この章では、「同化主義」が、朝鮮政策の中心原理のひとつとして選択される日韓併合期をとらえて、その選択過程で、日本の社会においてどのような政策論や統治論が主張されたか、それがどのような方向で収斂していったかを、主に、当時のジャーナリズムの分析を通して明きらかにしてゆくことにしたい。

一 ジャーナリズムの「併合」観

1 新聞の日韓併合報道

日本の朝鮮に対する植民地支配は、1910（明治43）年の日韓併合によって確立された。この「併合」に臨んで、日本のジャーナリズムは、「併合」並びに朝鮮をどのように報道したのだろうか。本論に先立って、ここで、すこし当時の新聞ジャーナリズムの「併合」報道の状況をみとめることにしよう。

新聞の日韓併合に関する報道は、今日からみても、かなりの規模であった。日本が朝鮮を「保護国」として支配していた1900年代より、新聞においては、すでに併合促進論が主流となっていたから、1910年の日韓併合は、それら新聞にとっては、当然予想され、かつ歓迎すべき事態であった¹⁾。したがって、併合条約の締結に照準を合わせた新聞の報道体制は、併合が具体的な政治日程に上ってくるころより十分に準備が整えられていた。

「韓国併合ニ関スル条約」が正式に公布されたの

は、8月29日であるが、新聞は、8月に入ってから各紙とも併合をめぐる諸問題や事態の進展に関する憶測記事を連日のごとく掲載し、条約交渉に関する特電は、毎日京城から入電し紙面を賑わせた。

併合条約が公布されると各紙は、それぞれ8月30日付の紙面を使って大きく報道し、天皇の写真や李王の写真の掲げたり²⁾、記念特集号を発行したり³⁾、祝賀キャンペーンを展開した。「朝鮮併合記念号」を出したのは、『国民新聞』（以下『国民』）で、8月30日付から9月4日付まで、連日、本紙を記念号と銘うって祝賀ムードをあおり、8月30日付の第一面では、朝鮮半島の地図上に太陽を想わせる縁取りをつけた天皇の写真の掲げ、領土拡張を誇示した。『時事』も「韓国併合記念号」を発行し、第一面に「東京宮城」の写真を上段に大きく、その下段に「京城景福宮」の写真をやや小さく載せて、日本と朝鮮の関係を視覚的に表現した⁴⁾。

また、当初より「盛んに祝意を表すべし」などの社説を掲載し⁵⁾、併合祝賀積極論を展開していた『萬朝報』（以下『萬朝』）は、8月23日付の紙面から、連日社告をかかげ「来れ市民、来れ市民、有史以来の問題は解決せり、来れ市民、諸君と共に二重橋前に至って我皇の万歳と帝国の万歳を三唱せん」と、9月1日に併合祝賀の提灯行列を行なうことを広告し、参加を呼びかけた。このほか、『報知新聞』も、祝賀提灯行列を行なった。

このように、併合と前後して、新聞はさまざまな

1 平田賢一「『朝鮮併合』と日本の世論」『史林』57号、1974年5月、103 - 123頁に指摘がある。

2 『東京日々新聞』8月30日付

3 記念号は『国民新聞』と『時事新報』が発行した。

4 『時事』8月30日付

5 『萬朝報』8月28日付

祝賀キャンペーンを展開し、その後も約1カ月にわたって、朝鮮の文化、風俗、名勝地などの紹介記事や写真などを掲載した。また、産業、経済、政治、開発問題などに関する解説、今後の経済政策や対外関係の調整、国内政局の観測、李朝皇室の処遇問題など、さまざまな分野にわたる社説、解説、連載記事などが紙面をにぎわせた。表Ⅰは、『東京朝日新聞』（以下『東朝』）、『東京日々新聞』（以下『東日』）、『国民』、『万朝』、『時事』の中央五紙に8月20日から9月19日の間に掲載された社説の内容別件数である。また、表Ⅱは、同期間中に上記五紙に掲載された「併合」関連記事の記事形態別の件数である。

< 表Ⅰ >

1 「併合」論評	33
2 朝鮮行政問題	8
3 総督府制問題	3
4 国際関係（対第三国問題、軍事等）	5
5 経済（関税問題、開発問題等）	19
6 文化（言語、宗教等）	6
7 教育	8
8 社会（同化政策等）	7
9 その他	1
合計	90

< 表Ⅱ >

1 無署名一般記事（5W-1H・電報・電話）	1,442
2 社説	90
3 署名入記事、手記	52
4 談話者名入記事、インタビュー	233
5 社告	13
6 広告	36
7 写真、図、マンガ	143
8 その他（川柳・俳句など）	6

このような報道構成をみれば、日韓併合は、たん

に政治的出来事として生じたのではなく、日本の社会にとって、広く社会的、文化的領域に至るまで衝撃を与える、多様な意味をもった出来事として生じたということがわかる。ジャーナリズムは、日本社会のそのような反応を敏感に反映したのであった。また、併合時の新聞報道に現われた朝鮮の風俗、風物、景勝地などの紹介記事は、その地域の抱える問題の本質を隠し、オプティミスティックな虚像を受け手に提供するという意味において、日本の観光ジャーナリズムの原形ともいえるものであった。

2 「併合」正当化のレトリック

このような報道が成立する背景には、先述したように1905年の「保護条約」によって成立した保護＝支配関係という既定事実がすでに存在し、そのころから、日本の新聞ジャーナリズムの多くが、併合を主張する方向で同一性を高めていたという現実があった。しかし、併合を既定事項とするからには、相応の正当性、合理性が社会的に主張されねばならない。新聞は社会に対して説得的役割を担っているからである。では、新聞は併合を正当化、合理化するためにどのようなレトリックをつかったのだろうか。

① 朝鮮停滞論的レトリック

近代における朝鮮の国家統合を日本による外的啓発の過程ととらえ、朝鮮自らは国家として内発的な発展の能力を持たない停滞した存在であると位置づけ、日本による併合は朝鮮の近代化を促進し政治の安定と生活の向上を保障するものであるというレトリック。

この論理の展開は『時事』の次のような表現の中に示されている。

「そもそも朝鮮は固より純然たる独立国に非ざりしも我国は率先してその独立を認めて東洋平和の維持に資せんとし極力その誘掖示導に勉めたり。」⁶⁾

そしてこの論理からは「日韓併合」は「朝鮮人民をして文明の徳沢に浴せしめんとする」ものとされる。また『東朝』の「韓国が東洋禍乱の張本たる事

依然たるに因り、改革を現制に加へ、半島における公共の安寧を維持し、民衆の福利を増進せしめんがため、ここに合併の拳を執行したまうなり。」⁷⁾の社説も同様のレトリックである。

② 例証的レトリック

他の帝国主義国の植民地侵略としての「合併」を例として提示し、それを一般原理化することによって翻って日本による朝鮮の植民地化を「世果の趨勢」として肯定、正当化するというレトリック。

『国民』は解説記事として「適切なる先例 — 米国の布哇合併」を三回連載し、アメリカのハワイ併合をもって日本の朝鮮侵略正当化の根拠の一つとした。

「日本が韓国の独立を確保せんがために清国と戦ひ露国と戦ひ而して韓国の独立にて存立する能はざるを見たる時之を保護して出来る限り独立と新領土保全の実を挙げしめたるが如く米国も布哇を独立せんがために英国と争い仏国を排斥し」⁸⁾と保護化をアメリカを例にあげて正当化し、「強国が其の保護国を併合する事は極めて自然なる成行にして歴史上其の先例を求むれば枚挙にいとまあらず」と併合を正当化するのである。

③ 進化論的レトリック

②のように他の例を示して「併合」の正当化を試みる立場とは逆に、強国による弱国の支配を「宇宙の原理」や「進化の法則」としてアプリオリにみとめ、そこから演繹的に「併合」の合理化を図ろうとするレトリック。

このレトリックは『万朝』の「進化論」の主張⁹⁾の中に示されている。

「世界向上史の一頁」では、人類史を闘争から緩和に至る「進化」の過程であると規定し、その「進

化」の到達するところが「世界多数人類の最大幸福の理想」であるという前提を置く。そして「今日韓併合の如き亦此理想と相交渉する所なきか」と「日韓併合」を「進化」の帰趨するところであると主張する。

「而して進化はまだ更に是にとどまらず、既にして第一の進化を経たる国民は更に第二の進化の道程に上り彼らは第二者第三者をも共に合はせて進化同化せしめんとし、斯くして近世の併合は始りぬ。」
「併合は既に世界の一進化なるにあらずや、進化即ち宇宙の大法なるにあらずや。」

④ 日鮮同祖論的レトリック

皇国史観に立脚し「神代」における合同を寄りどころとする「日鮮同祖」論を根拠にして、「日韓併合」を「神代」における秩序の回復として正当化するレトリック。

社説において「日鮮同祖」論をとりあげたのは『東朝』で、「古来我日本に合併されたる事あり（其境域の如何なる辺に及びたるかは未だ明かならず¹⁰⁾）」と述べ、また、『時事』も「今度の一事は神功皇后以来の目的を達したるものなり」¹¹⁾と、日韓併合を位置づけた。このようなレトリックは、社説よりもむしろ「上古の日韓」『時事』や「神代における日韓合同」『万朝』などの解説記事の中に綿々と展開されている。¹²⁾たとえば「神代における日韓合同」では、「我国の神代に於て日韓が同治の下に在りて其主権が我高間原朝に属せることは既に学者間に一致せるところなる」と述べ紀記中の「スサノオノミコト、熊川峰に居して遂に根国に入りましき。」の根国を「根の国とは出雲、伯耆、韓国等に対する呼称にして」¹³⁾と解釈し、つづいて「オオヒルメノミコト〔天照大神のこと 引用者〕、スサノオノミ

7 『東京朝日新聞』8月30日付、社説「朝鮮」より

8 『国民』8月27日付。このようなレトリックは、『時事』の社説「合併の最適例」（二回連載）においても認められる。

9 『万朝』8月27日付、「世界向上史の一頁」。同様のレトリックは、『東朝』の「強者の威」（8月25日付）にもあり、「己に七びたる国を亡ぼし且併合することは強国に取りて易々の業なり」と述べている。

10 『東朝』8月23日付、「韓国併合」

11 『時事』8月25日付

12 『時事』8月30日付から9月2日付にかけての連載記事。『万朝』8月29日付から9月1日付にかけての連載記事。

13 『万朝』8月30日付

コトに命じて韓国に至りて政治を行なわしめ給ひし」
と解説し、「神代」における日韓合同を主張して、
1910年の日韓併合を正当化した。

⑤ 形式論的レトリック

日韓併合は、事実としては日本の朝鮮に対する植
民地化であるにもかかわらず、「併合条約」の形式
としては朝鮮王朝の天皇に対する合併請願を承認す
る形をとらせたことを根拠に、日韓併合が朝鮮の意
志であると強調することで併合を形式的に正当化し
ようとするレトリック。

このレトリックの使用は、「日韓併合」によって
もたらされる諸々の利益の享受に関する主従の構造
があたかも朝鮮一主、日本一従という関係であるか
のような印象を読者に与える機能を果たした。『国民
』は、社説「韓国併合」¹⁴⁾の中で次のように論評
している。「近年韓国人中其国上を挙げて日本に併
合すべきを云ふもの甚だ多く、世間之を見て以て、
当然の事となして怪むものなし。乃ち此度併合の事
成る。我帝国々民の之を慶賀するは云ふまでもなく
韓国の歎喜、更に大なるものなかるべからず。」¹⁵⁾
そして、併合の形式に関して「此度韓君臣の議を容
れて其国土を併合するに至れる」と規定するのであ
る。

・日韓併合の正当化のレトリックを注意深くみれば、
その中に、やや傾向を異にする二つの軸が存在する
ことが読みとれる。ひとつは、帝国主義的な侵略、
植民地分割それ自体を肯定し、正当化するという論
理であり、他のひとつは、列強の植民地政策を批判
しながらも「日韓併合」の特殊性を強調することで、
「併合」を正当化するという論理である。

アメリカのハワイ併合やイギリスによるアイルラ
ンド合併を例にとって日韓併合を正当化したり、ま
た「宇宙の大法」や「進化論」を持ち出して併合を

合理化する前者の軸は、当時の列強の帝国主義的世界
分割という現実原理の世界観に立脚していて明確
である。これに対して、後者の軸は、やや複雑であ
る。『時事』が、「決して他国を征服して其領土を
併合したるに非ず」と述べ¹⁶⁾ また『東朝』が、
「吾人は世間一般が此際只帝国主義の名にのみ眩せ
ざらんことを希ふ」と述べて¹⁷⁾ いるように、列強
の帝国主義に対しては、批判的立場をとりながらも、
なおかつ併合を正当化しなければならなかったから
である。「日鮮同祖論」や「併合形式論」のレトリ
ックは、このような立場の主張を正当化するものと
いえた。後進資本主義国家としての日本は、実質と
して西洋化=近代化という発展図式を受け入れ、日
清、日露戦争をへて帝国主義国家としての道を歩ん
でいた。¹⁸⁾ 従って近隣のアジア諸国に対しては、
福沢諭吉の「脱亜論」が示すように、実質的には帝
国主義国家としてふるまった。しかし、一方、欧米
の資本主義に対する後進性は、欧米列強に対する脅
威感となってあらわれ、西洋に対してアジアの団結
を主張するアジア主義的潮流の存在する基盤を作っ
ていた。樽井藤吉の「大東合邦論」は、このような
流れをひく、日本の極東政策論である。また、政治
的には、併合促進運動主謀者のひとり、内田良平も、
この流れに組みするものであった。

したがって、日韓併合は、ジャーナリズムや世論
に対する表現としては、列強の植民地支配論とは、
やや異なった質を付加される必要があった。たとえ
ば、アメリカのハワイ併合と関連して『万朝』はこ
う記している。

「韓国の併合は事実上合邦に異なることなく、米
国が欺瞞的手段に依りて漸次メキシコの領土を蚕食
し、次いでハワイを併合したるとは全く其趣きを異
にし、此の如く寛大なる併合は歴史止未だ類を見

14 『国民』8月30日付社説

15 『国民』8月30日付社説

16 『時事』8月28日付社説

17 『東朝』8月23日付社説

18 塚本三夫「近代日本ジャーナリズムにおける日朝関係論の構造と展開」『新聞学評論』16号、1976年、86頁に指
摘がある。

ず」¹⁹⁾

このような表現は、欧米流の帝国主義の立場に立つ例証的レトリックとは、かなりの隔たりがあるといえよう。

ただし、この二つの軸は、朝鮮停滞論の上に立脚し、日韓併合という事実に対しては、ともに親和的な関係をもっていた。しかし、この二つの軸は、朝鮮支配政策としての「同化政策」の選択に大きく関与し、それぞれ異なったインパクトと方向づけを与えたと思われる。

さて、次に、併合時に、どのような「同化」論が主張されたのか検討してみたい。

二 二つの「同化主義」

ジャーナリズムが主張した朝鮮政策は、ひとことでいうと「同化主義」とよばれるものであった。新聞は、次のように論評している。

たとえば『東朝』は、「同化の本は同情」²⁰⁾という社説を掲げ、急進的同化主義を排し、温情的同化＝同情を主張している。まず「同化は何よりして起る可き乎。恐らく朝鮮人に対する我官民の同情より起る外は有らざるなり。」と述べ、朝鮮人と日本人の関係を「儿女」と「父母」の関係になぞらえ、儿女が父母に同化するの、父母の同情があるからであると説いている。

このような、新聞論調の基盤には、いわゆる朝鮮停滞論が共通の認識としてあり、それが「同化」の必要性の根拠を形成している。したがって、「同化」は、それを通して、遅れた朝鮮の文化と文明を、進んだ日本の文化と文明に改造し、近代化を促進させなければならないという文脈に添って正当化されている。これは、さきほどの併合正当化のレトリックの分析でも示された同様のパターンである。

しかし、では朝鮮人が日本人にどのように「同化」することが望ましい状態であるのかについては、意見が分かれている。ここでは、特徴的な二つの立場をとりあげてみることにしたい。ひとつを、倫理的帝国主義の立場、他のひとつを天皇制ナショナリズムの立場と仮にここでは呼んでおくことにする。

1 倫理的帝国主義の同化論

倫理的帝国主義の立場をよく示しているものに、たとえば、当時、雑誌『太陽』に掲載された編集長浮田和民の「韓国併合の効果如何」という論文²¹⁾がある。この浮田論文では、日韓併合は、次のような位置づけを与えられている。浮田は、日本による併合は「韓国の文化を啓発し、其の内政上の改革を成就」するためであるとして、倫理的帝国主義の原則を「内に立憲主義、外に帝国主義」²²⁾と表現し、これを「立憲帝国主義」とよんだ。この立憲帝国主義の立場とは、欧米列強国が理念においては近代的な議会主義の体制をもち、形式上の民主性を保ちながら、同時に、対外的には帝国主義国家として植民地分割競争の覇を争うという矛盾した両面をもつ現実を、そのまま理念化し、その矛盾した姿を、相対的後進国である日本のめざすべきモデルとしてかかげる立場である。この立場は、たんに軍勢力と経済力で列強に迫ろうとする「富国強兵」のイデオロギーより、すぐれて近代的であるといわねばならない。

この倫理的帝国主義の立場からは、「同化」は次のように内容規定される。たとえば、浮田は、併合後は、朝鮮人は日本国民となり、そうならば「憲法上帝国臣民の享有すべき凡べての権利を享有せしむる」²³⁾のは当然であるとし、将来は参政権を与え、議会に代表を送らせるか、あるいは、自治的な議会を朝鮮の内に設立することで日本と朝鮮の間の不平等は取り除かれると主張した。浮田の主張は、完全

19 『万朝』9月1日付社説

20 『東朝』9月2日付社説「同化の本は同情」

21 浮田和民「韓国併合の効果如何」『太陽』第16巻13号、1910年10月1日

22 浮田ら倫理的帝国主義者たちの植民地政策の基本テーゼである。この倫理的帝国主義の流れの中から、のちに江木翼などの「同化主義」批判があらわれてくる。

23 浮田和臣 前掲論文。しかし、朝鮮における自治権は実現されることはなかった。

な同化が完全な帝国憲法下の平等を生むという同化＝法的平等論である。

ここでは、「同化」は、文化的次元の同一化としてよりも社会制度的同一化、つまり法的平等として理解され、朝鮮を「内」にとり込むことによって、「立憲」を保障できるとしている。

2 天皇制ナショナリズムの同化論

一方、天皇制ナショナリズムの同化論は、やや文脈を異にしている。この立場は、先述の日鮮同祖論に依拠し、同化はすでに、「神代」において歴史的に経験済みであるとする。この立場では、「同化」は、選択可能な統治政策の一選択枝ではなく、同化した状態こそが本来のあるべき姿であるということになる。この立場は、新聞においては、当時、熱心な政府擁護派であった『国民新聞』の次のような社説にうかがうことができる。

「同化政策と曰ひ、放任政策と曰ふ、共に政略上の議論として攻究するに値すべしといえざる。」それよりも「只忠君愛国の大本義に至りては人類、国を成すの要道にして、何れの国民たりとも、一日も緩るべからざる所なる。」朝鮮の人民が早く「大日本帝国の臣民となり、上に万世一系の皇室を戴き、強大方長の国民と、其事を共にするに至る」よう「其徳性を発揮」するように説いた。²⁴⁾

『国民』は、この忠君愛国という観念こそ西洋人にはない「東洋的徳義」であるとし、この徳性に関しては、「其徳性の根源に至りては、彼は我と相同じものなるべからず」²⁵⁾と朝鮮人の天皇制への帰依が困難ではないと主張した。

ここには、倫理的帝国主義のような「内には立憲」という近代主義的レトリックや、「同化」による制度的平等化の促進という主張はない。あるのは、「同化」＝皇民化、つまり、同化によって等しく天皇の赤子となるに必要な態度、礼節、習慣を身につけることができるという論理である。この立場は、朝鮮人を日本人の精神文化へ強く一体化させるとい

う側面を浮きあがらせているという意味で、制度的平等化よりも文化的同一化に力点を配した同化論といえた。

しかし、これらは、いずれも、日本人と朝鮮人を同一化させようという方向（シェマホーンという求心的方向）をもつことにおいて共通していた。ただ、一方は、制度的平等化（社会構造的次元の同一化）を強く主張し、それを通して「同化・融合」へと向かう方向を示したのに対し、他方は、天皇の赤子になること、つまり、文化的次元の同一化を前面に押し立て、それを通して「同化・融合」へと向かう方向を主張した点で違っていた。

三 同化主義への批判

しかし今のべた二つの同化主義が、そのまま現実には政策化されたというわけではけっしてない。これらの二つの流れは、当時の主要な言論としてジャーナリズムを飾りはしたが、現実の「同化政策」の選択とストレートに結びつかない。現実の「同化政策」の方向を見定めるには、これらの同化積極論とは異質の統治論、ジャーナリズムの論壇をにぎわせる諸々の政策論と内容を異にするが、政策遂行上の影響力のもっとも大きい現地官僚たちの意見や立場にも注目しておくことが必要である。そこでまず、同化積極論とは異なった統治論の存在を確認することからはじめてみよう。

1 「同化」＝「平等化」論への批判

欧米流の帝国主義の立場においては、同化は、必ずしも統治の原則ではなく、要は合理的、効果的な植民地経営が行なわれればよかった。したがって、同化政策には、統治にプラスに作用すれば支持するが、財政的負担や朝鮮人の反発をまねいて、統治に逆効果を及ぼす場合には、反対するというのがこの立場である。このような考え方は、『脱亜論』の福沢諭吉が創設し、欧化主義のオピニオン・リーダー紙であった『時事新報』にも現われてくる。たとえ

24 『国民』9月2日付社説

25 『国民』同社説

ば『時事』は、「同化」達成の成否の鍵ともいうべき朝鮮における教育機関の整備について、「教育は人民を文明に導く最要の機関なりと雖も実際に経費を要する事甚だ少なからず」と教育費を惜しみ、「教育の施設のごとき急に必要なきのみ。」と主張している。²⁶⁾そして、もし教育をするにしても「極めて簡易なる初等教育に限るを以て至当の処置たると信ずるなり」と経費節減の立場から教育水準の低位維持を主張した。²⁷⁾したがって、「同化」の核心である言語の日本語化についても、「同化の成績を急ぎて日本語の普及を強制するが如き手段に出でんには、其失敗疑う可らず」²⁸⁾と、むしろ、文化の同一化が、朝鮮人の「反抗を招き」「紛擾の種子」となることを警戒している。

このような立場は、朝鮮における植民統治の実務にあたる現地官僚においては、さらに顕著にあらわれてくる。これら実務者レベルの統治観をみてみよう。

朝鮮における治安機関の中心を担った朝鮮警務総長・明石元二郎は、併合に際して、雑誌『朝鮮』のインタビューに答えて次のように語っている。²⁹⁾

記者 「……その取締方針はドコにあるのですか」

明石 「とにかく無用の論議をして人心を感乱さす者は、容赦無くヤツケル考えだ」

記者 「その無用の論議と言うのが、はなはだ要領を得ない。当局者は無用と思うても、民間では、はなはだ有用かも知れませんか。」

明石 「民論とか与論とか言うのは、それは東京辺で言うことで、ここ殖民地、新領土においては、さような事は禁物だ。……みたまえ、何れの殖民地でも朝鮮の様に民間に勝手気ままの熱を吐かす所があるか、

……新領土において当局者に反対な熱を吐かして居っては、秩序破壊の基だ。新領土の経営は覚束無い。」

記者 「……この新領土には狭義の意味の憲法は行なわなければならないけれども、朝鮮における我移住民もやはり憲法治下の民だから、朝鮮人に対してはともかくとして、内地人の言論なり与論は充分尊重するのが政治家の徳義ではあるまいかと思ひます。」

明石 「……内地人の言論を寛にして、朝鮮人の言論を厳にするという様な不公平の事は出来るものではない。それならというて朝鮮人に勝手の熱を吐かしておっては、民心帰する所を失うようになる。さらに、朝鮮人は由来議論の多い民だ。」

この明石の発言では、浮田らの倫理的帝国主義の主張した「同化」＝「帝国憲法下の平等」という同化論を「東京辺で言う」理想にすぎないとして排除している。明石の主張は植民地の治安責任者としての徹底したリアリズムによって支えられていた。植民地統治の現場においては、植民地統治の定石として、あくまで日本と朝鮮との間に格差を設けることを原則としており、朝鮮人に対して平等的処遇を与えるといったような観点などは、全く欠落させていたといえよう。

2 「文化一体化」論への批判

ところで、「同化主義」を推進するための具体的方策として、新聞はどのような政策提言を行なったのだろうか。具体的なものとしては、日本語の普及それだけであった。それも、「日本人は務めて日本語を用ひて朝鮮語を学ばず、朝鮮人をして成るべく朝鮮語を廃して日本学を用ひしむるを善とし」のような朝鮮語無用論すら主張された。³⁰⁾もちろん、「日本人は朝鮮語を学ぶ必要がない」といった考え

26 『時事』9月6日付社説

27 『時事』同社説

28 『時事』9月8日付社説

29 『朝鮮』（のちの『満州及朝鮮』）1910年9月号、71頁

30 『東日』9月2日付社説

方は、その後、朝鮮総督府の教育関係者によって否定されるに至っている。というのも、朝鮮人に日本語を教える際に、朝鮮語の発音体系を理解しないことには初歩的な日本語教育すらできなかったからである。³¹⁾ よって、このような朝鮮語無用論は、たんなる精神論の域を出ない未熟なものだといえる。しかし、当時のジャーナリズムが、「同化政策」として、なにより言語の日本語化のみを強く主張したというところに、文化的同一化の達成を第一義とする方向に日本の「同化主義」が特化されていたことをうかがうことができる。

さて、この言語の日本語化に対する楽観的見通しは、日鮮同祖論と基本的文脈を同じくする「同種同文論」によって支えられていた。この「同種同文論」というのは、日本人と朝鮮人が発生的に同じ民族であり、したがって日本語も朝鮮語も古代においては同一の言語であったという考え方である。しかし、この「同種同文論」に対しても、歴史学者の白鳥庫吉が『中央公論』で「科学的学問的には、如何にしても得がたい結論」³²⁾ であると述べるなど、強い批判が、併合当時存在していた。白鳥の朝鮮観は、日鮮同祖論のような文化一体化に対する楽観論とは異なり、敵視に近いものですらあった。

「朝鮮の国の芽と称する新羅の国は日本に反対して起り、……今の朝鮮は日本の 〇に反対して起(った。したがって)日本と朝鮮国とは古来より反対して居ったのであるから、友情を以って徳で導かんとするは全く無駄である。」³³⁾

朝鮮の日本文化への一体化に対する白鳥の見解が非常に悲観的であったことが、ここからは、うかがえる。しかし、白鳥の朝鮮観は、「民族全体が真摯に働かず、懶惰の風を生じ……独立不羈の志なく、事大思想に終始している。」³⁴⁾ というもので、朝

鮮停滞論と同じ内容のものであったから、併合には反対の立場をとらなかった。

文化の一体化が容易に実行できるという見方に対して、白鳥と同様に疑問を投げかける新聞論調も存在した。とりわけ、言語の日本語化に関してはその傾向は強く示された。たとえば『時事』は、「元来語格文法を異にせる言語の統一は非常に難事にして……殆んど絶望的と云ふ可き有様にして……日本語を朝鮮に行はんとするも決して一朝一夕に希望を達す可きものと思ふ可らず」³⁵⁾ と述べている。ここでは、日鮮同祖論に基づく同種同文論は、あっさり後退し、異文化な民族として朝鮮を認知する姿勢がうかがえる。

ところで、この時期、すでに朝鮮に在留していた日本の教育関係者たちは、言語の日本語化について、どのような見解をもっていたのだろうか。漢域外国語学校教授の田中玄黄は、『朝鮮』の併合特集号で次のように述べている。³⁶⁾

「数千年来、特殊の歴史を有する一千万の民衆が、併合によりて容易くオイソレと、化合的に渾然一体と成し得るものに非ず、実に朝鮮教育者の使命は至難と言はざるを得ず」

また、同じく漢域師範学校学監の増戸鶴吉は、「唯た朝鮮人を同化、善導する上に於て、余は寧ろ積極的なよりも却て消極的方法を採らんことを主張するもの也。」もし、日本と同様の教育方針で臨めば「反感」と「意外の不都合」を生じさせると述べ、むしろ「吾人は単り教育と云はず……彼等に対するに共存主義を以て」臨むことが必要であると説いている。

これら教育現場関係者の消極的な見解は、教育経費の節減という立場からの消極論とは違って、現実的な立場から、教育による文化の一体化を行なうと

31 中央協和会『国語の教へ方』1942年における総督府の国語教育関係者の発言録に指摘がある。

32 白鳥庫吉「我が上古に於ける韓国の勢力を論ず」『中央公論』1910年10月号

33 白鳥庫吉「朝鮮の日本に対する歴史的な性格」『世界』5号、1904年

34 白鳥庫吉 前掲論文

35 『時事』9月8日付社説

36 『朝鮮』31号、1910年9月、66 - 67頁

との困難を指摘したものであった。歴史学者の日鮮同祖論批判をまつまでもなく植民統治の現場では、「一視同仁」の掛け声を、建前として受け入れたものの、その実行性については、当初より疑いの眼でみていたのである。

3 社会主義者の「併合」批判

最後に、併合それ自体に反対する立場をとりあげないわけにはいかない。社会主義者の立場がこれに属する。たとえば、『平民新聞』では、併合に先立って、併合の不当性を次のように指摘している。³⁷⁾

「韓人が日本人と合同せんとすることあらば、それは合同に非ずして併呑なり、韓人は到底使役せられんのみ……見よ、領土保全と称するも合同と称するも其結果は只ヨリ大なる日本帝国を作るに過ぎざることを……而して吾人は又日本の浮浪の輩が……或は塩専売権、或は煙草専売権……に奔走し居るを見たり……日本が文明の為に戦ひて東洋諸国を指導すると謂ふものの其の公明正大なるに何ぞ此に至るや。」

そして、さらに併合の年の7月21日にも、幸徳秋水、堺利彦、西川幸次郎、田川大吉郎らが、併合を批判する声明を出している。

「吾人は朝鮮人民の自由独立、自治の権利を尊重し、帝国主義的政策を以て之を侵害するは万国平民階級共通の利益に反するものと認む、故に日本政府は朝鮮に対する独立保障の言責を全ふするに忠実ならんことを望む。」³⁸⁾

社会主義者が朝鮮の自由と独立を主張したことは、日本が併合促進一色で染めあげられていたこの時期、帝国主義的侵略に反対する数少ない言論として高く評価されるべきであろう。ただ、社会主義者の併合批判は、日韓併合の経済的侵略性、不平等性を批判の核としているが、民族主義的な独立要求とは次元を異にしている。したがって、「同化主義」に対する批判としては、「合同に非ずして併呑なり」とい

う部分に、日韓併合が社会構造的な差別化の傾向をはらんでいることを指摘する表現をよみとることができるが、文化的一体化の問題をどのように考えるかについての明確な視点はうかがえない。

社会主義者が、日韓併合を、主として経済侵略ととらえ、文化一体化政策の問題に深く注目する視点を失いがちであったという傾向は、その後発生するいわゆる「朝鮮人問題」を、日本の中の階級問題に還元し、民族関係固有の問題としてとらえない傾向の中にうけつがれ、大正から昭和初期にかけての日本の労働運動における朝鮮人労働者問題に対する評価にも大きく影響を及ぼした。³⁹⁾

四 「同化政策」の成立とその構造

日韓併合時の新聞や雑誌ジャーナリズムを手掛りに、「同化主義」の思想構造と、その当時の朝鮮政策論のひろがりや批判を、おおまかに考察してきた。これらを冒頭で使ったマイノリティー政策の分析枠組を使って整理してみることにした。

まず、同化促進の立場である浮田らの倫理的帝国主義の同化理論も、『国民新聞』に示されるような天皇制ナショナリズムの立場からの同化理論も、ともに「同化」を実現させるという意味において、「同化・融合」的状况を成立させること、シエマホーンの類型でいえば、Aの「同化・合同」型の民族関係を成立させることを原理的には志向したものだといえるかもしれない。というのは、両者とも、言語の日本語化に基本的に賛成し（文化的次元における同一化の方向）、同時に、社会構造的次元に関しては、前者は帝国憲法下の平等を、後者は「天皇の赤子」としての平等な処遇を与えよ、と主張していることからわかるように、同一化（平等化）の方向を志向しているからである。

しかし、もうすこし細かくこれらの主張をみてみると、倫理的帝国主義の同化理論には、天皇制ナシ

37 『平民新聞』1903年7月17日付

38 この他、日韓併合批判の社会主義者の言論として『熊本評論』の論説があげられることを平田（前掲論文）が指摘している。

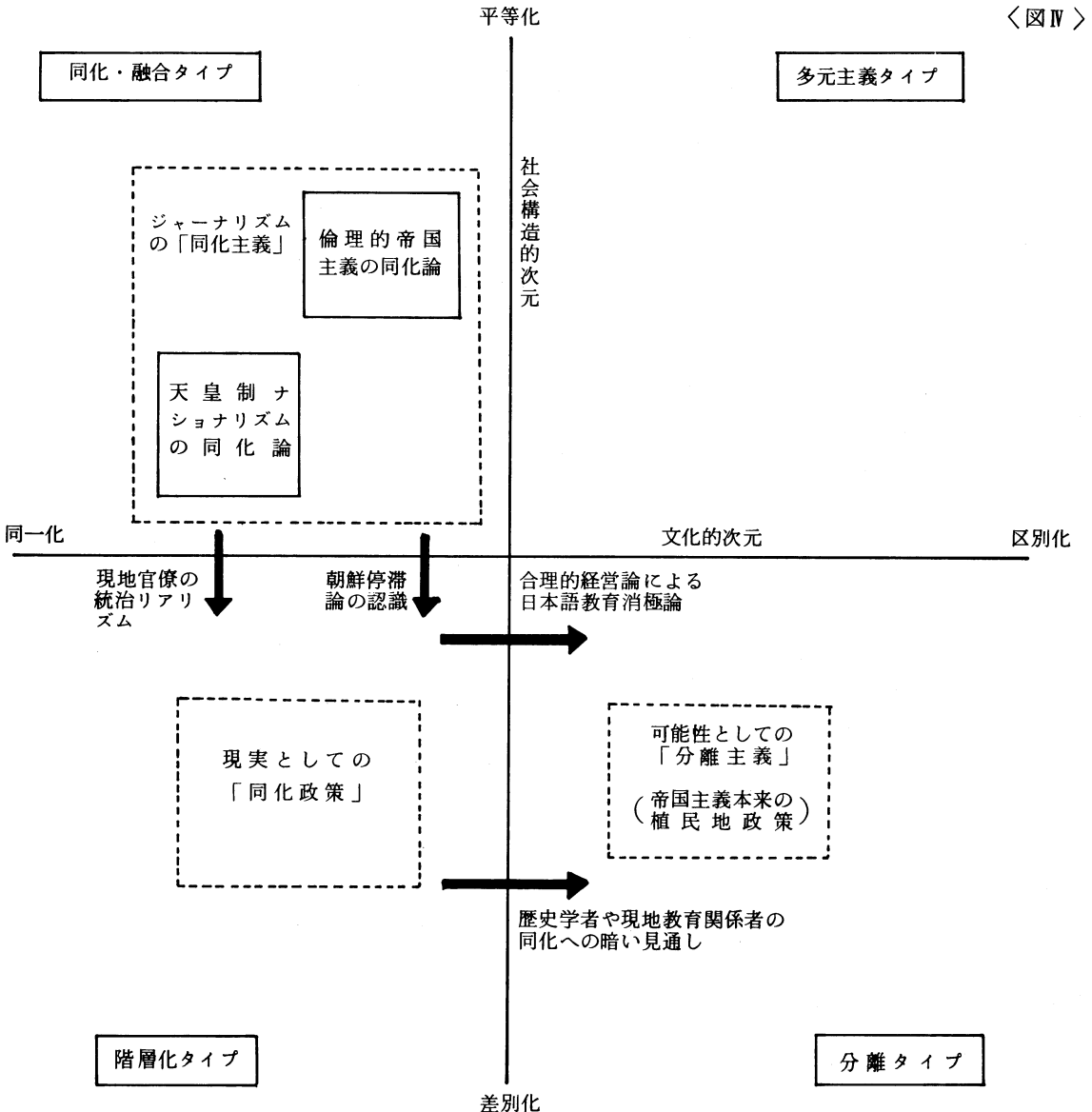
39 松尾尊翁「民本主義者の朝鮮観」『大正デモクラシー』岩波書店、1974年、に同様の指摘がある。

ョナリズムの同化理論に比べて、制度上(社会構造的次元)の平等化の実現をもとめる傾向が強くあらわれていることがわかる。後者の「天皇の赤子」としての平等という平等観が、近代の社会契約的な平等観の水準に達しない前近代的、情緒的な平等観しか示しえないのに対し、前者の同化理論の方が、帝国憲法という、より合理的で成文化された法体系に根拠をおく平等観を示した点で、原理的に近代的で、より積極的な社会的平等化の論理たりうるからである。

これに対し、天皇制ナショナリズムの立場からの

同化理論は、文化的一体化をより強調していることに特徴がある。日鮮同祖論を援用するこの立場は、社会、経済、政治などの領域の平等化の検討より、「神代の秩序」の回復、つまり、日本の支配的文化の頂点としての「天皇」への精神的帰依と、その秩序意識の内面化を強く要求することに特徴があるからである。

したがって、図式的には、倫理的帝国主義の同化論の方が垂直軸方向で上寄り、天皇制ナショナリズムの同化論の方が、水平軸方向で左寄りに布置されることになる。(図Ⅳ参照)



しかし、倫理的帝国主義の同化論も、浮田が同種同文論を併合の促進条件のひとつとして数えている⁴⁰⁾ように、あくまで、「同化・融合」型の内にとどまるものであり、多様な文化的価値の存在を相互に認めあう「多元主義」の方向をもつものではなかった。

ところで、これらの同化論が指向する「同化・融合」型の政策理念は、現実の朝鮮統治政策の選択過程において一定の影響力をもちながらも、他の異なった、主に現実主義的な統治政策論に吸収され、結果として「同化・融合」とは異質の政策タイプを生み出すことになった。それでは、現実に現われた政策タイプとはどのような型のものだったのだろうか。また、そのような方向へと誘導した主要因は何であったのだろうか。

まず、ひとつ注目しておかねばならないものに当時の日本人に共通して認められる朝鮮停滞論の認識がある。これは、いわゆる当時の満鮮史研究のひとつの歴史観であり、日本の古代、中世社会の生活様式と今日（当時）の朝鮮のそれとが高い類似性を示すという観察に立脚して、朝鮮では歴史が発展せず、停滞していると考えた立場である。この認識は、日本の朝鮮に対する社会、経済的な優位性、ならびに日本人の朝鮮人に対する優秀性の認識とむすびつき、植民地統治、あるいは、在日朝鮮人に対する処遇に関して日本人と朝鮮人との間に差を設けることを正当化する根拠を与えた。これは、社会構造的次元をマイナス方向、つまり、差別化の方向に強く押し下げる力である。このような方向の力に、さらに促進的に働く要因として、植民地現地官僚の武断的な統治方針が加えられる。警務総長・明石元二郎の発言にみられるような権利関係における不平等の是認は、浮田ら倫理的帝国主義者たちの方向を実質的に空文化させるものであった。

次にこの朝鮮停滞論と日鮮同祖論が結びつく。というのも、この二つの史観は、当時の東洋史の基本的テーゼであったからである。ここに、社会構造的次元のマイナス方向（差別化）と文化次元におけるプ

ラス方向（同一化）という二因子によって構成される「階層化」タイプの政策が成立する基盤が確立する。倫理的帝国主義の同化論がもつ平等化論は、植民地現地官僚のリアリズムによって空文化され、天皇制ナショナリズムの同化論の文化的一体化の主張だけが効力を発揮した。そして、この方向が、現実の「同化政策」の実行過程の中で、もっとも鮮明にあらわれてくるのである。たとえば、土地調査事業による朝鮮の自営農民層の解体と流民化政策は、日本への朝鮮人労働力の大量の流入を生んだが、これらの政策は、朝鮮人を日本の社会の最低階層として組み込もうとするものであった。そして、同時に、これに日本語の強制などの文化的同一化政策が加わることによって、「階層化」政策は決定的なものとなった。これは、社会構造的には不平等ではあるが、文化的にはむしろ差別化の方向をとる「分離」タイプの政策とは異なるものである。しかし、朝鮮における教育関係者の指摘にあったように言語の日本語化が現実問題としてむずかしく文化の一体化の達成が困難となるような状態に陥った場合、帝国主義的な合理的植民地経営論が強く作用し、文化の一体化の方向が廃棄される可能性も存在した。もし、このような方向がとられるならば、それは、イギリスが南アフリカにおいて行なったような「分離」型、つまり帝国主義本来の植民地民族に対する社会政策という性格をもったはずである。（たとえば、第二次大戦下の朝鮮人連行政策では、「分離」型のひとつであるゲットー化政策がとられた。）しかし、全体としてみれば、日本が選んだのは「階層化」タイプの「同化政策」であった。日本が「階層化」タイプの「同化政策」を選択したのは、おそらくは、併合正当化のレトリックの検討においてあらわれた二つの軸（「欧米的帝国主義」と「天皇制ナショナリズム」の二つの立場）と深く関係があると思われる。

五 ま と め

さて、いずれにせよ、このとき選択された朝鮮政

策が「同化主義」のシンボルを与えられたことは、まぎれもない事実であった。この「同化」というシンボルは、現実の政策が「同化・融合」ではなく「階層化」（部分的には「分離」）の方向に向けられてゆくなかにおいても、政策上の統合性を差し示すシンボルとして使用され続けた。そして、この言葉のふくむ「平等」や「対等」のイメージは、実際の統治とは無関係に生きつづけた。この意味において、「同化主義」というシンボルは、その内容と出現しつつある実態との分裂ゆえに、国権的な天皇制ナショナリストから植民地平等をとなえる民本主義者の一部まで、広範に国民を朝鮮の植民地支配へと動員するすぐれて効果的な政治的シンボルであったといえよう。もちろん、社会主義者の批判は、「同化政

策」が実際は「階層化」をめざし、朝鮮人に対する搾取以外の何ものでもないことをするどく指摘した。しかし、社会主義者が、「同化主義」の文化的一本化の理念を否定する有効な論理を提示しなかったことは社会主義者の「同化主義」批判を決定的に弱いものとさせた。というのも、「同化主義」は、シンボルとしては、文化的の一体化を通じて社会構造的平等化を実現させるという建前をもっていたから、社会主義者の批判は、「同化政策」の現実の不平等性を撃つことはできても、シンボルとしての「同化主義」を根底的にくつがえす力をもたなかったのである。もし、真に「同化主義」のシンボルの側面をも打ち砕く論理をたてるとするならば、「多元主義」の理論に頼る以外にはなかっただろう。